

令和2年5月15日

保護者 様

倉敷市教育委員会

5月21日（木）からの倉敷市立学校の再開について

平素より、本市の教育活動に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

このたび、政府の「緊急事態宣言の解除」を受け、5月15日（金）の倉敷市新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて、5月21日（木）からの学校再開が決定しましたので、御対応くださいますようお願いいたします。

なお、緊急事態宣言は解除されましたが、新型コロナウイルス感染症が終息したわけではありません。感染症対策につきましては、引き続き、御家庭でも適切に対応いただきますようお願いいたします。

記

1 内 容

- ・5月21日（木）から5月30日（土）までは、分散登校（1日おきに登校）をします。
- ・5月21日（木）、22日（金）は午前中のみ授業です。
※給食はありません。
- ・5月25日（月）から5月28日（木）は通常時程（午後までの時間割）での授業です。
※給食はあります。
- ・5月29日（金）、30日（土）は午前中のみ授業です。
※給食はありません。
※分散登校を実施しない場合は毎日登校しますが、30日（土）の登校はしません。
- ・6月1日（月）以降は、通常通り授業を行う予定です。

2 その他

- ・通級指導教室及び、幼児指導教室につきましては、6月1日（月）から、通常通りに指導を開始します。
- ・学校から帰宅後や土日には、不要不急の外出は避けるようお子さまに指導ください。
- ・感染リスクを最小限に抑えるため、マスクの着用を必ずお願いします。
- ・お子さまに発熱があった場合や、咳等の風邪の症状がある場合には、登校を控え自宅で様子を見てください。（登校しない日においても、上記の場合には学校への連絡をお願いします。）

3 緊急一時預かりについて

緊急一時預かりは継続して実施しますが、密閉・密集・密接の3密をさけるため、できる限り家庭で過ごすなど自粛をお願いします。真にやむを得ない理由で利用が必要な時は、次のように緊急預かりを実施します。

- ・ 期 間 5月21日（木）～5月29日（金）
- ・ 預かり時間 学校の始業時刻 ～ 14：00まで（弁当持参）
- ・ 対 象 者 緊急やむを得ない理由で預かりが必要な児童
- ・ 登 下 校 保護者の責任で行う
- ・ 服 装 私服
- ・ 申 込 やむを得ず預かりが必要な児童は、最初の利用日に、「利用申込書」（別紙）を提出する。
- ・ 預かり時の持参物 弁当、水筒、学校から指示のあったもの 等

※ 発熱や咳等の風邪の症状がある場合には、登校を控え自宅で様子を見てください。

※ 感染リスクを最小限に抑えるため、マスクの着用を必ずお願いします。

